

横浜市市税条例施行規則  
【改正後の様式】

第66号様式(その1)



(備考)

- 1 このひな型は、原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車の標識である。
- 2 ひらがな文字は、お、し、へ、ゐ、ゑ及びびんは使用しないこと。
- 3 上位のけたの数字が有効数字でない場合は、直径1センチメートルの点で表示すること。
- 4 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 5 地色は、原動機付自転車で、条例第73条第1号アに該当するものは白色、同号イに該当するものは薄黄色、同号ウに該当するものは薄桃色、同号エに該当するものは薄青色とし、小型特殊自動車は薄緑色とし、文字及び数字は濃紺色とすること。
- 6 このひな型は、中区の例である。したがって区名は、その区のものを用いること。

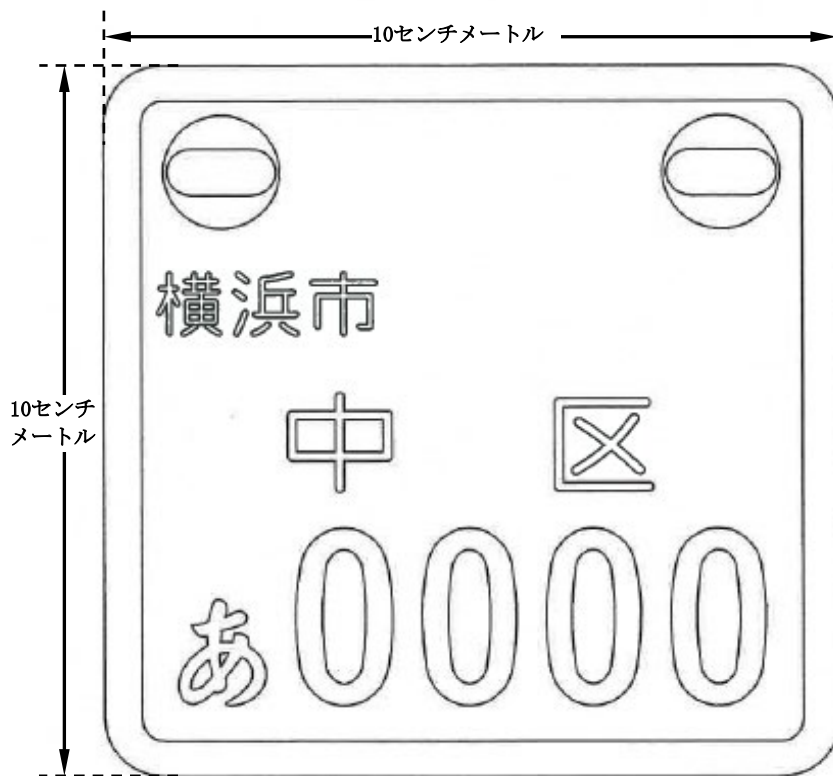
第66号様式(その2)



(備考)

- 1 このひな型は、駐留軍の構成員等の所有する原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車の標識である。
- 2 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 3 地色は薄黄色とし、文字及び数字は濃紺色とすること。

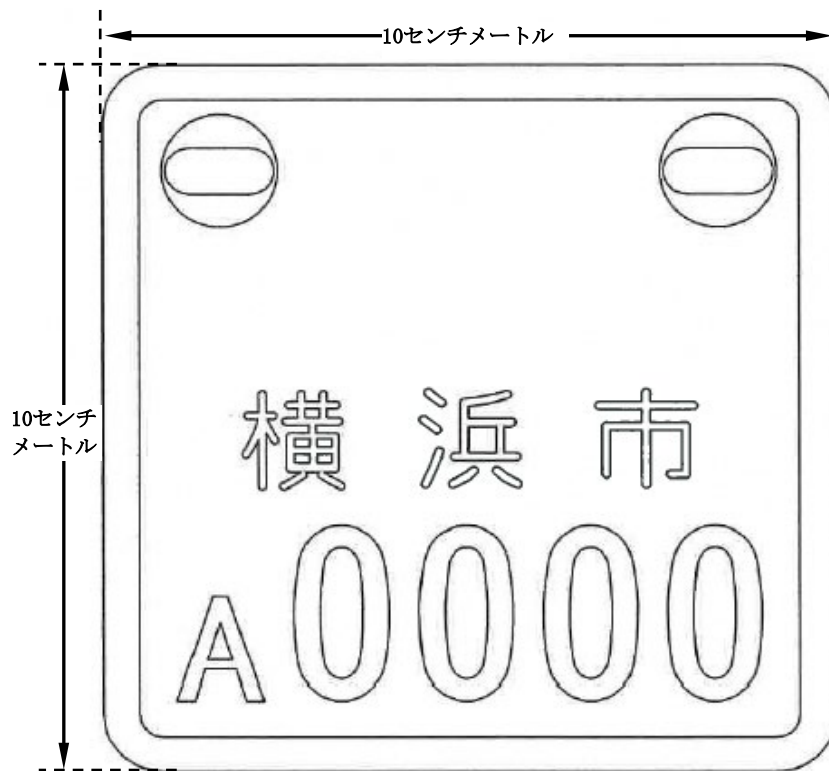
第66号様式（その3）



(備考)

- 1 このひな型は、特定小型原動機付自転車の標識である。
- 2 ひらがな文字は、お、し、へ、み、ゑ及びびんは使用しないこと。
- 3 上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径0.5センチメートルの点で表示すること。
- 4 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 5 地色は白色とし、文字及び数字は濃紺色とすること。
- 6 このひな型は、中区の例である。したがって区名は、その区のものを用いること。

第66号様式（その4）



(備考)

- 1 このひな型は、駐留軍の構成員等の所有する特定小型原動機付自転車の標識である。
- 2 上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径0.5センチメートルの点で表示すること。
- 3 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 4 地色は薄黄色とし、数字及び文字は濃紺色とすること。

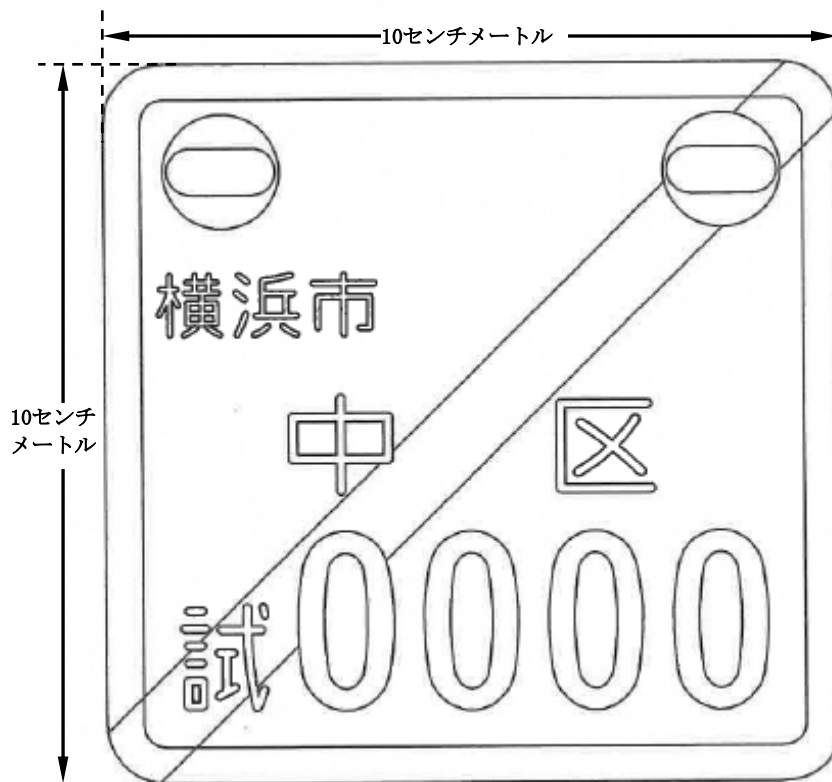
第 68 号様式 (その 1)



(備考)

- 1 このひな型は、原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車の試乗標識である。
- 2 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 3 地色は白色とし、数字及び文字は濃紺、斜線は赤色とする。
- 4 「ハイフン」の前の頭数字は、標識の有効年度を示す。なお、臨時に交付する試乗標識については、この頭数字及び「ハイフン」を除くものとする。

第68号様式（その2）



(備考)

- 1 このひな型は、特定小型原動機付自転車の試乗標識である。
- 2 上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径0.5センチメートルの点で表示すること。
- 3 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 4 地色は白色とし、数字及び文字は濃紺、斜線は赤色とする。
- 5 このひな型は、中区の例である。したがって区名は、その区のものを用いること。